



町長	副町長	部長	課長	副課長	課員



平成 30 年 9 月 27 日

寒川町長 木村 俊雄 様

寒川町情報公開審査会
会長 片岡 正 昭



意見書の送付について

寒川町情報公開審査会は、平成 30 年 5 月から 8 月まで審査した審査請求の審査において、審査を行うにあたり解決すべき点が認められたため、寒川町情報公開条例第 18 条第 6 項第 1 号の規定に基づいて、現行の情報公開審査制度について、別紙諸点の改善を要望する。

寒川町情報公開審査会は、条例第 18 条第 6 項第 1 号の規定に基づき、現行の情報公開審査制度について、次の 3 点の改善を要望する。

1. 寒川町情報公開条例の重要改正に伴う課題について

平成 28 年 4 月施行の寒川町情報公開条例（以下「条例」という。）改正に伴い、寒川町情報公開審査会（以下「審査会」という。）が行う口頭意見陳述の手続きは重要な変更を伴うに至ったにもかかわらず、審査会は条例改正時点で条例改正の内容について何も説明を受けなかったため、条例改正 2 年後の今回の審査において初めて改正内容の説明を受け、改正条例に基づく口頭意見陳述の新たな運営方法について今回の諮問事項と同時に審議することとなった。このため、今回の審査に当たっては審査手続きの円滑な運営を欠くとともに、関係者に審査手続きの変更を事前に周知することができなかつたなど、審査に大きな支障となった。

また、現行の条例は、審査会の開催に関して、審査手続きや審査基準について重要な変更を伴う条例の改正に際し、改正の素案に対して寒川町情報公開制度運営審議会（以下「審議会」という。）により審査会に対する意見聴取を行うことに関する規定はなく、その意見聴取に対する審査会の対応を審議するための検討及び改正後の条例の内容説明並びに改正条例施行に伴う審査手続きの具体的運用に関する審議の機会を与えることについて何の規定もない。さらに、上記の諸点を審議するために審査会を招集する明文の規定もない。これは今回を含め、今後の審査会の運営にとって大きな支障を及ぼしかねない条例の不備である。

上記の条例の不備を是正するため、次の諸点について条例の改正を行うよう要望する。

- (1) 審査手続きや審査基準の重要な変更を伴う条例の改正にあたって、審議会は審査会に対して、改正素案について事前の意見聴取を行うことができる規定を新設すること。この意見聴取を受ける場合、審査会は会議を開いて改正素案についての説明を受けた後、改正素案に対する意見を検討することができるようにするこ

と。

- (2) 条例の重要な改正後において、町長は審査会に審査手続きの具体的な運用について諮問し、審査会は改正条例の内容について事務局から説明を受けたあと、審査手続きの具体的な運用について審議することができる規定を新設すること。
- (3) 町長は、前項の審議のために、審査会に対して条例の重要な改正後の審査手続きの具体的運用について諮問できるようにすること

2. 審査会の構成に関する審査会と寒川町個人情報保護審査会の同時開催特例について

寒川町は、従前から審査会及び寒川町個人情報保護審査会の委員を同一としてきた。平成22年に条例及び寒川町個人情報保護条例の改正があったことに際し、改正内容の説明を同時に行う便宜から両審査会は同時開催される慣例が成立した。

しかしながら、両審査会は、それぞれの根拠となる条例の規定により、それぞれの条例による審査請求があった場合にのみ実施機関が招集する(条例第16条第1項及び寒川町個人情報保護条例第28条第1項)ものとなっており、審査会の構成だけのために、審査請求がない側の審査会を開催することには、条例上の招集根拠がない。この点について、条例上の開催権限の問題を改善するため、会長の選任や職務代理者の任命など、審査会の構成を行う目的に限り、町長は他の審査会に審査請求がなくても両審査会の招集が同時にできるよう、条例の規定を整備すべきである。

3. 条例第21条第1項及び第2項の規定により意見書を送付しないことについて

条例第21条第1項ただし書は、審査請求人等から審査会に対して提出された意見書又は資料の写し(以下「提出資料」という。)の送付について、「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるとき」は、提出した審査請求人等以外の審査請求人等に対し、提出資料の写しを送付しなくてもよい旨を定めている。しかし、この条項を適用し、「第三者の利益を害するおそれ」を理由として提出資料全体を送付しないときには、提出資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等にとって、提出資料を提出した審査請求人等の意見を、第三者の利益を害

する支障がない点も含めてまったく知ることができないため、審査請求人等としての利益を害するおそれがある。これについては、条例第 21 条第 2 項の閲覧についても同様である。

この点を改善するため、次の点について条例の改正を要望する。

条例第 21 条第 1 項及び第 2 項については、提出された提出資料中、第三者の利益を害するおそれがある部分について黒塗りで秘匿するなどの処置を施した上で、提出資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付又は閲覧させる道を開くようにすること。